

小平市議会定例会一般質問通告書

再質問の方式

- | |
|--------------|
| 1 一括質問一括答弁方式 |
| 2 一問一答方式 |

質問件名 公文書管理の様々な問題について

質問要旨

公文書の扱いに関し、本年6月及び9月定例会での一般質問に引き続き、以下質問する。

1. 小平市公文書管理規則第10条第1項の「定め」に関する文書の公開請求で、簿冊名と保存年限が記されたファイル情報が公開された。しかしその中には、6月定例会で指摘した、1年未満で廃棄したとする鷹の台駅前広場整備工事に関する協議書・指示書・回答書などについての定めがない。なぜか。規則違反ではないか。
2. 9月定例会で、カメラなど職員の私物への記録は業務上禁止すべきではと質問した。答弁は「業務上、私物の使用を完全に禁止した場合、状況に応じては記録すべきものが記録できないなどの弊害が生じることが予想される」という旨のものだった。「記録すべきものが記録できない」の具体的な想定事例は何か。
3. 公開文書の写しについて、公開漏れの修正分としてCD-R100円分や紙10円分を無償交付した事例を聞いている。いずれも市の損失と考えるが、会計上どう処理しているか。運用の反省や再発防止の取り組みはしたか。
4. 9月定例会で、公開文書の写しをメールやクラウドで交付することについては、現状、紙媒体が多く、一部公開文書の電子化は事務量の増加が課題と答弁した。しかし実務として、黒塗り後にスキャンしてファイル送信するだけではないか。ほかに事務量増加の要因があるのか。3の問題も減り、メリットの方が大きいと思うが見解は。
5. 文書総合管理システムである公開羅針盤V4の説明を見ると、文書作成、メモ作成、掲示板、コメント付与、更新者や更新日時の表示、PDFに手書きできる機能もある。これらの機能によりシステム上に作成・表示される文書も公文書の公開対象になると考えるが、通常そうした情報は公開されていないようだ。なぜ公開されないのか。
6. 9月定例会で、公文書をすべてスキャン・電子化して永遠保存する提案に対し、「公文書の管理は市政が適正かつ効率的に運営されることが目的の一つ。公文書の保存期間はその効力・重要度・利用度・資料価値等を考慮して定める。業務に利用しない、保存が不必要な文書を理由なく保有することは考えていない」旨の答弁だった。しかし、すべての文書を電子化して保有することによる(主に電子化と検索の)コストより、効力・重要度・利用度・資料価値等を一つ一つ検討してさらに期限管理するコストの方が、著しく大きいものとするが見解は。
7. 9月定例会で、電子決裁率は現時点で約74%と答弁した。ここ数年、電子決裁率が向上しない主因は何か。
8. 例えば、教育委員会指導課の電子決裁率は市として積極的に公開していないと聞いた。その理由は何か。
9. 公開決定等の期限は原則として公開請求日翌日から14日以内だ。一方、一部公開時の黒塗り作業等に要する時間はその期限に含まれていないということは市の条例や取扱要綱を読んでも分からない。そこで質問する。
 - ① 黒塗りに2週間程かかった事例があると聞く。公開決定の速やかさは求められているのに、その後の黒塗りについての速やかさは求められていないのか。見解は。
 - ② 小平市情報公開事務取扱要綱の第8条(公開請求書を受け付けた場合の説明等)(1)に、黒塗り作業などの実務に別途時間を要する旨を追加すべきではないか。
10. 小平市情報公開・個人情報保護・公文書管理審議会の会議録は過去3年分程度を市ホームページで公表する運用としている。しかし同審議会は情報公開の総合的な推進のためにある。期限を設けず掲載してはどうか。
11. 市民が市教育委員会に学校いじめ対策委員会協議録の保存期間に関する公文書を請求したところ、個別に定めていないため作成しておらず存在しないと非公開決定された。しかし小平市立学校公文書管理規則第18条に「校長は、文書保存期間表に従い、公文書の保存期間を定め、その保存期間が満了する日までの間、当該公文書を保存するものとする。」とある。保存期間の定めは意思決定で、公文書に残るはずだ。なぜないのか。
12. 学校いじめ対策委員会で、協議録や会議録などの記録を公文書として残していない事例があると聞く。市教育委員会は記録を残すよう指導していると言うが、実際に記録を残していない事例数と対応策は。
13. 保存年限を過ぎていても文書が残っていれば公開対象になる。しかし周知不足のためか、市教育委員会への公開請求で「保存年限を過ぎたものは公開対象ではない」として別の文書が公開される事例があった(本年1月14日に公開決定通知)。その後、保存年限の超過している残存文書を公開対象に変更し、先の通知を取り消した。これは重要な事案と考えるが、庁内でどう扱ったか。また、取り消し後に改めて公開決定通知が出されたのが本年6月23日だったという。14日や60日のルールは適用されないのか。状況の説明を求める。

上記のとおり、小平市議会会議規則第57条第2項により通告します。

令和7年11月13日 小平市議会議長 殿 小平市議会議員 氏名 安竹 洋平 受付番号【 1 】

26	25	24	23